

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

1 日時 平成27年2月9日（月）19:43～20:21

2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室

3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長

　　大阪大学社会経済研究所招聘教授

委員 秋山 咲恵 株式会社サキヨーポレーション代表取締役社長

委員 工藤 和美 シーラカンスK&H株式会社代表取締役

　　東洋大学理工学部建築学科教授

委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

委員 八代 尚宏 国際基督教大学教養学部客員教授

　　昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授

<関係省庁>

稻川 武宣 厚生労働省健康局生活衛生課長

吉岡 明男 厚生労働省健康局生活衛生課長補佐

根岸 功 法務省入国管理局総務課企画室長

東郷 康弘 法務省入国管理局総務課補佐官

<事務局>

藤原 豊 内閣府地方創生推進室次長

（議事次第）

1 開会

2 議事 地域限定美容師の創設・外国人美容師の解禁

3 閉会

○藤原次長 最後は、外国人美容師受け入れ、地域限定美容師という制度の創設ということで、法務省と厚労省の方々においていただいているが、それぞれ御指摘の事項、主な指摘事項の中に（1）（2）（3）と書いてございます関係や、法務省の資料の一番後ろにもついていますが、こういった指摘事項を前回のワーキングの際にさせていただいて、今日はそれの御回答ということになろうと思います。

八田座長、それでは、よろしくお願ひいたします。

○八田座長 どうも本当にお忙しいところをこんな夜までおつき合いで下さいまして、ありがとうございます。

それでは、早速、御説明をお願いいたします。

○根岸企画室長 法務省入国管理局企画室長の根岸でございます。いつもお世話になっております。A4の縦の法務省入国管理局クレジットの資料をごらんください。これに基づき御説明したいと思います。

今回、今、藤原次長のほうからお話をありましたけれども、前回の宿題ということで、法務省として見れば、特区として外国人美容師を実現する場合にどういう担保措置が必要なのか。具体的には法務省は前回いろいろ問題意識、課題を挙げたわけですけれども、業所管の厚労省であったり、地方公共団体、この場合ですと福岡市などに求めること、あるいは確認しなければいけないことはどういうことかということで整理しております。

まず、この資料の1番で書いてあることですけれども、その後に御質問の2、3があるのでありますけれども、そこに書きます2、3の前提としてどういう問題意識で言っているかということを書いております。まず、外国人労働者の受入れの基本政策、専門的、技術的分野の外国人は積極的に入れましょうと。そうでない方については慎重に検討ということになっておりますけれども、それとの関係をどう整理するかということでございます。そもそも専門的、技術的と評価ができてしまうとまた話が違うでしょうし、そうでない場合には、基本政策には反しているけれども、それでも入れるような理由があるのかどうかという点が1つ課題だろうと思っております。

仮に入れるとした場合、(2)で書いておりますのは、日本人の美容師への影響ということです。雇用を奪うようなことにならないか、あるいは賃金等の労働条件を引き下げる、あるいは低いところに安定させるようなことにならないかというような点です。滞在期間を一応前回のお話では限定するようなお話でお聞きしておりますのでその前提で書いておりますけれども、その場合に帰国担保というのをどういうようにするのかというような課題でございます。

外国人美容師の業務について、数年ぐらいということを前提とすると、そこで実際にカット技術を持ち帰るようなところまでいくのかどうか。前回も問題意識として示されておりましたけれども、補助業務みたいなことをずっとやっているということになると、本当の技術を持ち帰ることにならないか。その辺をどうするのかという点でございます。

(5)で書いておりますのは、国家戦略特区の目的との関係で、これらの方々を認めるということが特区の目的である産業の国際競争力の強化、国際的な経済活動の拠点の形成というようなものとの関係をどう整理するか。

(6)では、適正な管理ができるのかどうか。外国人美容師の人権ですとか労働条件、活動内容等に問題が生じないように、どういうような管理をすることができるか。そこに責任の運営、監督の主体はどこが行うべきか。それはどれが一番良いかというような点があろうかと思います。そういう観点で、もともと今回宿題であります2と3を記載してお

ります。2は業所管としての厚労省に確認したい事項ということで整理しております。

上の1の(1)で言いましたところとの関係で、美容師の業務というのを専門的、技術的分野と評価することが可能かどうかという点でございます。これはもちろん最終的に評価するというところでは、入管法を所管している法務省であったりですとか、あるいはほかの専門的、技術的分野の労働者との関係で言えば、むしろ業所管という意味ということではなくて、厚労省の労働部局のほう、そちらのほうで評価することになるのだと思いますけれども、そういう評価をすることの前提として、美容師に求められている、あるいは美容師試験で見ている技術、知識の水準というものはどういうものなのかという観点でございます。

(2)のところでは、前回も若干御説明いただきましたけれども、美容師の需給の状況から外国人美容師を受け入れる必要性があるのかどうか。

(3)では、その受入れが日本人の美容師の雇用、労働条件等に影響を与えないかどうかですね。その点についてはしっかり確認しておく必要があるのだろうと思います。

これは(4)、漠然とした表現になっておりますけれども、そういう観点も含めて、提案者の提案内容というのは実現可能性があるのかどうか。

(5)では、業所管の立場から、実際、どこがやるのかとなるでしょうけれども、例えば日本料理の海外普及人材育成事業のような場合で言うところの農水省のように、計画の認定ですか、監査、報告徴収などを行うことが可能なのかどうかというような観点でございます。こういうものを、これは別に今我々は厚労省に全部やってくれと言っているわけではないのですけれども、そういうようなものを仮に入れるとした場合には、こういった点をクリアしていかなければいけないのだろうという観点でございます。

3番では地方公共団体。労働需給のところはそれまでのところでも言いましたけれども、自治体の立場から見ますと、その地域での美容師の需給という観点で、この美容の分野が地域でどう偏在があるのかよく分かりませんけれども、その地域で見たときに外国人美容師の受入れの必要性というのが認められるのかどうかという観点については、自治体のお考えというのは確認をしたいと思っております。

その美容師の受入れが地域における日本人美容師の雇用ですか労働条件等に影響を与えないのかどうかという観点でございます。

最後に、これは先ほど業所管というところでも申し上げたのと同じような観点ですけれども、自治体として京料理のほうでいう京都市のように、運営監督主体として実施要領を作成するだとか、美容室に対する要領に定めるような要件に合致しているのかというような認定ですか、監査ですか、そういうようなところに責任を持って当たられるようなおつもりがあるのかどうかという点について確認をしたいと思っております。

その後ろに、日本料理の海外普及人材育成事業はどういう担保措置がなされているのかということが書いております。これは一つ一つ読み上げますと時間をとってしまいますが、この場合ですと、農水省がやっておられますけれども、かなり事

業全体をしっかりと見ていただいているというような形になっております。やはり通常入れないところに入れていく。今でも、これから御説明があると思いますけれども、労働条件等について必ずしもすごく良いということでは、一般的に見ればもちろん良い方がいらっしゃるのだと思いますけれども、ないという状況の中でもしやろうとするのであれば、そういういた点について受入れ後のことも含めて、受入れの入り口だけあければいいということではなくて、入れた後にしっかりしたケアができるのかどうか。そこに誰が責任を持ってくれるのかと。

入れたのだから、入り口を作ったので入管にお願いと言われても、不法就労の取締りとか、そういうことは我々できますけれども、恐らく仮に問題が起きるとすると、そういうところではないと思いますので、その後の問題が起きないような形というのはどこかで担保されなければ難しいのではないか。そこで問題が起きる、あるいは労働需給の観点で日本人の美容師に悪影響を与えるとか、そういうようなことになると我々としても、単に入り口の制度だけならできますよというような無責任なことはできないという点で、この辺は確認しておきたいということでございます。

以上でございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

それでは、引き続いてお願いします。

○稻川課長 では、続きまして、厚生労働省の生活衛生課長でございます。

続きまして、私のほうから、厚生労働省が用意しました資料に従いまして御説明させていただきます。

まず1ページ目をめくっていただきまして、前回、美容師試験の合格者数についてもデータをということでございましたので、用意させていただきました。

美容師試験の合格者数でございますけれども、平成17年、一種のブームがあった時期の3万1,000人という時期から比べますと、現在は2万人弱ということにはなっていますけれども、なお、毎年2万人弱の方が美容師免許を取得してこの世界に入って来られるということでございます。

図表のピンクのものが、実際に従事をしている美容師の数でございますけれども、これにつきましては年々増えてきているということでございますし、2.5倍ぐらいの、美容師免許は持っているけれども、従事していない美容師がいらっしゃるということで、供給としてはむしろ過剰であると考えております。

1枚めくっていただきまして、他方、我が国の人ロが減少しているという中で、美容師は年々こういう形で増加しております、一種の過当競争の状態になっているということだと思っております。労働条件が悪化しやすい状況にありますので、ただでさえ厳しい状況の中で、さらに外国人美容師を受け入れるということになれば、それに拍車がかかることになりますので、我々としては現時点で外国人美容師を受け入れる状況にはないと考えております。

次に、3ページ目でございます。前回、離職率ということで、我々もいろいろ調べてみたのですけれども、美容師関係の離職率のデータというのがなかったものですから、代替になるものといたしまして、平均勤続年数等のデータを用意しております。これにつきましても、勤続年数が平均6.2年ということと、月額給与が22万8,700円という形のデータになっております。こういう形で産業全体と比較しますと、確かに平均年齢とか勤続年数は高いのですけれども、給料水準は必ずしも高い状況にはないということでございます。

離職の理由として、私どもがいろいろ聞いた限りでまとめますと、一つは長時間労働であって業務内容に対して給与が低いことありますとか、あるいは、一旦離職してより条件の有利な店に移るとか、あるいは、接客業務のストレスでなかなかやつていけないと思われる方。あるいは、薬品アレルギー、いろんなパーマ液等を使いますので、そういうところでも体質に合わないとか、あるいは結婚、出産、育児、さらには独立をするというような状況のもとで離職というのはあるのではないかと整理しております。

次の4ページ目が、これが参考までに男性の美容師と女性の美容師の経験年数別の賃金ということでございまして、男性の方は、伸びていますけれども、女性の方は、割と頭打ちの状況にあるという状況かと思います。

次に5ページ目で資格の話でございます。今の美容師の資格につきましては、平成7年、1995年に、その時点までは都道府県知事の免許であったのですけれども、大臣免許に変更することをしております。あわせて美容師の養成施設の入所要件を原則高校卒業ということで引き上げています、修学期間も延長しているということでございます。

この背景にありましたのは、血液を介して感染するHIVとかウイルス肝炎等の感染症の対応をしっかり美容でもやっていかなければいけないというのが1点と、化粧品とかパーマ液が多様化している中でアレルギーの問題などにもしっかり知識を持っていかなければいけないということでございます。

当然、感染症の対応の強化というところで言うと、知識だけではなくて、実際の技能で見ていかなければいけないこともありますので、そういう意味で美容師に求められる知識は多様化し、技術面でも衛生面でも高い水準が求められるようになったためにこのような変更をしております。

さらに、具体的に下に書いてありますけれども、免許が厚生大臣免許になったというのを今申し上げたとおりです。

変更前は、まず、学科試験、実技試験というのが別になっておりまして、まず学科試験を受ける。学科試験は、養成施設において定められた期間以上、美容師になるために必要な学科を修めることということになっております。

その上で、実技試験の受験資格は、以前は学科試験に合格していて、かつ美容師養成施設卒業後1年以上の店舗での実地修練を経ていることということが要件でございました。それを変更後は厚生大臣免許にして、筆記と実技の試験一本に、同時にやるということにしております。この段階で実地修練というのを廃止しています。これはなぜ廃止したかと

いうと、当時、実地修練という名のもとにかなり低賃金でこき使うというようなことがあって、非常に問題ではないかという御指摘がありまして、そういうものはむしろ養成施設。もちろん、養成施設の中でも実習という時間はございますけれども、そういう安くこき使うという弊害をなくすために、2年間学校に行ってもらって、その間、実習も適宜受けてもらってという形に変更しているという形でございます。

参考までに6ページ目が過去の変遷でございますけれども、もともとは都道府県知事が行う試験のみであったのですが、1953年のときに実地修練というのが入りました。1985年に学科試験は養成施設卒業のみでも受験を可能として、それに伴って実地試験と学科試験を分割することをしておりまして、こういう経緯を経まして今の形になってきているということでございます。

美容師資格と保育士資格の差というのは、資格の性格が違って、なかなか難しいところもあるのですけれども、保育士につきましては、名称独占の資格でございますけれども、1974年の児童福祉法制定時から養成施設の卒業か、試験の合格のいずれか一方とされていたという経緯でございます。これは平成13年の児童福祉法の改正で、保育士が国家資格になった後も基本的には従来の枠組みが維持されているということでございます。

片や、美容師でございますけれども、美容師は業務独占の資格でございます。なかなか単純に比較するのは難しいのですけれども、美容師は、先ほど申しましたように直接利用者の皮膚や毛髪等に技術的な作業を行うものであって、先ほどの感染症の問題でございましてとか、アレルギーの問題など、公衆衛生面の知識、技量が必要とされる資格であるということでございます。これは本人もそうですし、施術を受ける方に対しても感染症の対策をしなければいけない。そうなったときに、むしろ資格の性格としては、衛生ということで薬剤師等に近いものであるということでございまして、単に試験の一発ということだけではなかなか難しいということなので、養成施設でしっかり勉強してということを前提とした上で国家試験に合格していただくというような要件にしております。

こういう業務独占の国家資格でありますし、公衆衛生上の知識、技能が最低水準を確保するものでございますので、地域限定の個別資格を設けるというのはなかなかじまないのかなと思っております。

最後に、外国人の就労解禁ということでございます。先ほど法務省の資料にもございましたけれども、我が国の美容技術を海外に発信することでございますけれども、既に一定数の外国人が日本で美容免許を取得して、帰国後、技術を使って活動しているという状況を見れば、その役割は果たされているのかなと思っておりますし、あと、仮に2年という形で実地修練という形で、日本で研修したとしても、通例、日本の美容店だと、大体一定期間はどちらかというと下積み的なことをしながらということでございますので、2年間いていただくということによって実質的なレベルアップも期待できないのではないかと考えております。

そうしますと、結局、免許取得後一定期間業務に従事させるということは、外国人美容

師を低い労働条件で雇うことを可能にするだけであって、日本人美容師の雇用機会を奪つて、日本人美容師の賃金を低い水準に押しとどめることになるのではないかと思っておりまして、やはり外国人美容師の就労を認めるることは、日本人への労働の悪影響が大きいということで、私どもとしては認めるのは適当でないだろうと思っております。

あと新型美容能力試験についても、先ほど御説明しましたとおり、最低限の知識とか技能を満たしていることを確認する免許を付与するということでございますので、それとは別の緩い資格をつくるということは、そもそもそういう意味で担保が十分できるのかということもございますし、そもそも業務独占の国家資格が2種類あるというのも制度として非常におかしな話だと思いますので、適当ではないと考えております。

私のほうからは以上でございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

それでは、先ほど法務省が官庁とか市に確認したいことということでリストを挙げられたのですけれども、その中で専門的、技術的分野と評価することが可能かということはどういうようにお考えですか。

○稻川課長 美容の資格自体が専門的、技術的分野かどうかと言われると、これは2年間必要な技能を習得した資格だと思いますので、これ自体は私どもとしては、専門的、技能的分野と評価できるとは思っております。ただ、実際、日本にいる間に何をするかということをどう法務省が評価されるかということはあると思うのです。

○八田座長 ただ、日本の美容師試験を受ける外国人の留学生が往々にして上位の成績をとる。日本人よりもうんといい成績をとる非常に熱心な人たちが多いということです。それから、数も決して多くはないから、日本の労働市場に影響を与えるようなものではない。しかし、将来自国に帰るときに、何らかの実地、日本で働いた経験というのは役に立つと思うのです。先ほどペーパーテストだけ受ければいいので、そういうことは必要ないというお話をしたね。資格を取ったばかりの美容師が皆、夜やっているような訓練、最先端の店でもいろいろな訓練をやっている、そういうことはやらなくてもいいというのはどうしてでしょうか。

○稻川課長 やらなくてもいいというより。

○八田座長 最新のファッションを持って帰りたい人にとっては、やはり一流の店で働いて帰りたいということではないかと思うのです。

○稻川課長 やはり今の日本の美容師の免許を持っている人の数は非常に多い中で賃金も下がっているとなったとき、どうしてもそこの部分が日本の利用者の労働条件に悪影響を与えるということも懸念が拭い去れないということに尽きると思っています。

○八田座長 日本の美容技術、ファッションを外国に伝えるということは重要だけれども、その国益よりも、彼らが働くことによって及ぼす日本の賃金への低下のほうが大きな問題だと、そういうお考えですか。

○稻川課長 もちろん日本の技術を伝えることについての重要性とか、そういうことは否

定するものではないですけれども、それよりもむしろ弊害のほうが大きいと。まさに、今、先生がおっしゃったような形の理解をしております。

○八田座長 もう一つ、事業者の方たちがほとんど異口同音に言うのは、東京では外国人の訪問者が多くて、ふらっと日本の美容院に入ってくる。あこがれの美容院に入ってくる。そして、それが言葉の問題で大変ハンディーを負う。そこにもし外国人の人たちがいると非常に助かるというわけです。だから、これは最終的に日本のクールジャパンを輸出するというだけではなくて、日本にあこがれて美容院に来ようと思っている人たちがいるわけですから、それは労働市場を制限するというよりは、むしろ大きな需要をつくり出して、日本の国内で観光ビジネスを奨励するのに役に立つというように、この関係の方たちは皆さんおっしゃるのですが、それについてはどうお考えでしょうか。

○稻川課長 外国人の方の言葉の問題ということですけれども、それはそういう解決の仕方以外にも、日本の美容室の中で、そういう外国人への対応能力を上げていくということができれば十分対応できると思っていますので、言葉の問題があるからということでは、安い労働力を入れることによる影響と比べれば、それは別の努力で解決すべきだと思っています。

○八田座長 もともと日本語で美容師の資格を取るというのはそんなに簡単ではないので、供給過多になる可能性はあまりないと思うのですけれども、一定地区に限定して、しかも非常に優秀な人だけを入れるということならば、いかがでしょうか。そういうことならば、先ほどのクールジャパンの輸出も、外国からのお客さんへのサービス提供もかなえながら、賃金に影響を与えるという水準ではないと人数を雇うことが可能なのではないでしょうか。

○稻川課長 数がどの程度かというのはあるかもしれませんけれども、ただ、そうは言つても、そういう人が入ってくること自体の影響というのは拭い去れないとは思っていますので、そこは数の問題というよりは、むしろそういう方が入ってくることによる弊害というのには、数が少なくともあると思っていますので、日本人の美容師がこれだけいる中でどうなのかということなのです。

○工藤委員 男の人は美容の世界の感覚がわからないかもしれないのですけれども、例えば日本の美容の腕というのは世界レベルで物すごく丁寧で、ガーデナーと美容師のメークアップというのは、日本食もそうだけれども、海外から日本に対するあこがれなのです。だから、海外の人が日本に来て美容院に行きたいというで、私はアポをとってあげることもあります。特に日本人で外国に住んでいる人は、帰国した時に美容院にきますね。それだけレベル差が実はあって、日本人のトップの人などは海外でも評判です。日本食もなんちやって日本食が横行しているわけでしょう。これは産業の問題とかかわってきていて、もっと本気になって日本の技術を学びに来させて、しっかり日本の文化だけではなくて産業も含めて出していかなければいけないという状況に来ているのではないですか。

もう一つ言うと、美容師はみんななりたがってあこがれるのだけれども、これもまたセンスの問題と技術の問題の壁があって、人のお客様をとれるところまでなれないのです。

それでみんな自分の腕。だって、腕の勝負なのだから、専門学校を出ればみんな美容師のトップになれるわけがないのです。自分で開業できるわけでもない。そうすると、結局、下積みをやっていてやらせてもらうけれども、お客様がつかないから見切ってやめていく。これも技術と芸術の世界だから、なかなか厳しい世界なのです。

建築もそうです。一生懸命修行するけれども、想像力とデザイン性が自分の限界を感じて、もっと違う職種の中の別の分野に行こうという人もいるわけだから、その辺は結構厳しい世界でも、ただ、言えるのは、ガーデナーと美容室と日本調理の人は、海外に行けば圧倒的に腕のよさが認められているので、これはもう私は国家として推し進めていくとしないといけないと。日本食は話題になっているけれども、実は美容の世界もすごい。

もっと言うと、日本の美容の値段が安すぎるのです。ロンドンでカットを行ったら3万円払わないといけない。日本だと1万円で3倍ぐらい人件費として違うのです。多分それが美容師の人の賃金の問題になっているから、これは価格と人件費、その辺のリンクがすごくあると思います。だから、その辺はまた別問題。給与の問題も別問題のところはあるから、結局、たくさんスタッフがいても切ってくれる人の人数はすごく少なくて、その修行の人たちという人数がすごく多いのが日本の独特な美容の世界なのです。

○稻川課長 日本の美容が評価されているということは我々としても喜ばしいことだとは思います。ただ、その発信の仕方というのはいろいろな方法があって、それが本当に外国人の美容師を日本で就労を認めないといけないかというと、それはそれ以外にもいろいろ日本の美容室が海外に出ていくとかという形もあると思いますし。

○八田座長 そういう海外の人が日本に来れば、彼らが母国に戻ったところのお店に行けるけれども、今、外国に行こうにも何のコネクションもないでしょう。私もいつも美容師とか理容師に「外国に行きなさいよ」と、「外国は本当にみんな日本人の美容師にあこがれている」と言うのだけれども、つてがないのです。そういう人たちがちゃんと外国人が来ていれば交流ができるではないですか。本当に鎖国状態なのです。

○八代委員 すみません。そもそも美容師の賃金が下がっていると言うけれども、その時系列データはありますか。

○稻川課長 3ページのところに。

○八代委員 これは平均との比較だけであって、しかも産業全体だと製造業も入っている。本来、美容師と比較するのはサービス産業でなければいけない。こうした比較は恣意的で、時系列の変化が何も書いていないので、美容師がふえたから賃金が下がっているという根拠となるデータはここには何もないわけでしょう。印象論だけで言っておられるのでは。

○稻川課長 そこは調べてみます。

○八田座長 勤続年数は、1つの店での勤続年数ですね。美容師としての勤続年数ではないですね。

○八代委員 幾ら何でも産業全体と比較するのは乱暴ですね。理容師、美容師はサービス産業なので、サービス産業の賃金はずっと低いわけですから。

○八田座長 サービス産業でも同じ年齢での給料を比較するといいですね。

○吉岡課長補佐 補佐をしております吉岡と申します。

データにつきましては、離職者率等につきまして御要望がございましたので、統計関係のデータを集めているところにも照会はしたのですが、理容師、美容師という業種に限った部分ではなくて、もう少し大枠の分類でデータ、生活関連の部分のデータというのはあるようなのですが、その中に理容師、美容師が含まれておりますので、その部分がどういうような種類かということにつきましては、統計データ等もあるかと思います。ただ、あくまでも中に入っているというようなデータになってしまふと思いますので。

○八代委員 繰り返すと、賃金が安くなっているから入れてはいけないといっているのだから、立証する責任が基本的にはあるでしょう。

○吉岡課長補佐 ですので、個別のデータになりますけれども、理容師、美容師として出てきているデータについてお示しをさせていただいたということになっております。

○八代委員 法務省に聞きますけれども、専門的、技術的分野は何かを厚労省に聞くだけではなくて、法務省として当然考え方を持っていないといけないわけです。例えば国家資格が必要な職種がなぜ専門的、技術的資格ではないのか。一方で、興業として、自称ダンサーなど無制限に入れているわけでしょう。要するに、一方で何の資格もないのに入れているわけで、余りにも整合性がない。それは法務省としてきちっとした基準を決めないと、農水省が何かやっているからそのとおりやれと言っても、それは個別の省によって対応が違うのは当たり前なのでは。

○根岸企画室長 専門的、技術的というのは、先ほど申し上げましたとおり、最終的に今の通常の基本政策として専門的、技術的に当たるかどうかは、入管法令を持っている我々と、厚労省でいえば労働部局のほうとで、本当に今までの考え方との整合性があるのか、ないのかというのを考えるのだと思います。

業所管のところには、例えば今度認めることにしています介護福祉士などについても、これも同じような感じで厚生労働省の中でも厚生系のところが業所管でありまして、労働部局もまた違う立場で、そういう中で業所管のところは詳しいので、この試験はどういうのを見ているのと、このカリキュラムはどんなになっているのですかというのを見させていただいて、国家資格といつても本当に様々ですので、その中で介護については、この介護福祉士のやる業務というのは、一見同じように見えてもそうでない人と違うということが言えますねということは一応整理できたのであれば、専門的、技術的分野として入れましょうということにしたのです。

○八代委員 では、日本政府が認めている国家資格でも、専門的ではないものがあり得るわけですか。

○根岸企画室長 言葉が悪いのですけれども、一般用語として何らかの専門性とか技術性というのは当然あるのだと思います。だから我々は余り単純労働という言葉を使いたくないのですけれども、単純な仕事などはめったにないですからね。この前、雇用対策基本計

画の話をしましたけれども、そういうところで言うところの専門的、技術的というのは、大体大学レベルの学術の素養だったり、あるいは日本国内ですごく特殊なものだったりというのを指している。それに当たるかどうか。今回はそれに当たらないとしても入れたらどうかというような御提案だと思いますので、その前提としては、もしかして当たるのだったら、もう少し容易かもしれないしということは考えておかなければいけない。

○八田座長 本日は、とにかく法務省から非常に明確な確認したい事項というのをいただいたのは大変ありがたかったと思います。厚労省は、基本的には一番の心配は賃金が下がることだということでおっしゃったのですが、実は需要も拡大させる可能性もある。そうすると、賃金が下がるということは無制限にふえたら困るということですから、今、大体どのくらい東京で外国人が資格を得ているのか。外国人が美容師の資格を得ているのか。そのくらいの数だったらば大丈夫なのかどうか。そのようなことを検討していただきたいと思うのです。

これは日本の国際化のクールジャパンの発信とか観光客の受け入れとかに、一番根っこの重要なところだと思うので、理屈の上でまず賃金が下がるはずだということで、全部それを取り下げてしまうのはもったいない問題だと思うのです。

○稻川課長 日本のそういう文化を発信するというところは、確かに必要なのだと思いますけれども、やはりそこのやり方というのを考えたときに、本当にこういう形で2年間働かせないとできないのかというところは、私どもとしてはどうしても腑に落ちない。

○八田座長 外国人にきちんと修練させるためには、3年でも4年でもいいかもしれません。監督の下に普通よりも余計にやれということがあってもいいかも知れないですね。

どうぞ。

○工藤委員 逆で、例えば日本人はお菓子づくりを学びに海外へたくさん行っている。日本に帰ってきて自分のお店をつくったりしていますね。彼らはそこで2年、3年修練してみんな下積みかもしれないけれども、そのお店の本店でどんなことをやっているかを見ることがとても勉強になって、それでまた日本で成功してくれているわけで、そうすると、そういう交流が生まれてくるわけでしょう。一歩ずついかないと、この美容師の数をふやしたから失業するというような数にはどうやったってなるわけがない。バランスを少し確認されて御判断していただければと思います。

○八田座長 それでは、時間が来ましたので、これまでにさせていただきたいと思いますが、これには大きなポテンシャルがあると思いますので御検討をお願いしたいと思います。どうもありがとうございました。

○藤原次長 これは総理の指示の対象でもございますので、また今日の検討、御指摘も含めて引き続き御検討いただければと思っております。

法務省から出していただいた資料は、今、廃案になってしまいましたけれども、改正法案にありました例の家事支援のところの論点と、業種は違えど、基本的に同じような議論、論点だと思いますので、逆に言えばそういった前例というか、一つのやり方もあると思い

ますので、またそういった並びでもぜひ両省で御検討いただければと思います。よろしく
お願ひいたします。

○八田座長 どうもありがとうございました。